

6 知的障害者更生施設支援（通所）

知的障害者更生施設（通所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援

〔→知障入所更生オ、知障入所授産イ、知障通所授産アに同じ。〕

摂食行為を含め、食事の準備から後片付けまでの何らかの行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 何らかの行為に関する適切な習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。
- ② 身体障害を併せ持つことにより、何らかの行為について支援を必要とする。
- ③ 嚥下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食等の用意、またはカロリー制限や食物制限により特別食の用意を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ. 排せつ行為に関する支援

〔→知障通所授産イに同じ〕

排せつ行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 適切な排せつ習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。
- ② 身体障害を併せ持つことにより、排せつ場所までの移動を含め、排せつ行為について支援を必要とする。
- ③ 膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。（ここでいうほぼ全面的な支援や介助を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具（収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等）の利用者でほぼ全面的な支援や介助を必要とする者を含む。）
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。（ここでいう一部介助や見守り等の支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具の利用者で一部介助や見守り等の支援を必要とする者を含む。）

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ. 医療処置、受診等に関する援助

〔→知障通所授産ウに同じ。〕

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。（てんかんによる服薬管理も含む。）
- ② 一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。
- ③ 糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害を併せ持つことにより、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

エ. 医師等による診断結果等の説明に関する支援

〔→知障入所更生ケ、知障入所授産カ、知障通所授産エ、知障通勤寮イに同じ。〕

医師等からの診断結果等についてその説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。
- ② 全盲や強度の弱視等を併せ持つ場合を含め、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。
- ③ 手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の①、②または③の支援を行うことが必要である。

（イ）部分的な支援が必要：説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

オ. 健康管理に関する支援

〔→身障更生ク、身障療護ソ、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障入所授産キ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作

を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。

- ② 糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

カ. 清潔保持に関する支援

〔→知障入所更生サ、知障入所授産ク、知障通所授産カに同じ。〕

清潔保持（身体、衣服等）について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 清潔保持に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。
- ② 何らかの身体障害を併せ持つことにより、整容、排せつ、入浴、衣服の着脱といった日常生活の各行為に制限があり、じょくそう（床ずれ）になりやすい等疾病を招く恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、日常的に確認や見守り等の支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき確認や見守り等の支援を必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ. 金銭管理に関する支援

〔→知障入所更生シ、知障通所授産キに同じ。〕

金銭管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等の身体障害を併せ持つことにより、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。あるい

は、上記②の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ク．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔→知障入所更生セ、知障入所授産コ、知障通所授産ク、知障通勤寮オに同じ。〕

① 突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、

② 特定の物や行為に強いこだわりを示す、

③ 環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、

といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

（イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ケ．睡眠障害並びに食事及び排せつに係る不適応行動への対応

〔→知障通所授産ケに同じ〕

睡眠障害や食事、排せつに係る不適応行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

① 昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。

② 偏食・過食・異食・過飲・反芻（一度食べた食物をもどす）等の行為がある。

③ 便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等排せつに関する問題行動が見られる。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。

（イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

コ．自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応

〔→知障入所授産シ、知障通所授産コ、知障通勤寮キに同じ。〕

自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

① 壁を壊したりガラスを割る等の破壊的行為がある。

② 自分の手を噛む、頭を壁に打ち付ける等の自傷行為、または常に体を揺らすといった常同行動等がある。

③ 他人を蹴る・叩く等の行為がある。

④ 特定の入所者との間で頻繁なトラブルがある。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必

要である。

（イ）ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週 1 日以上必要である。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔→身障更生サ、身障療護ナ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

（ア）困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。

（聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

（イ）支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。

（聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ. 外出、買い物等に関する支援

〔→知障入所更生テ、知障入所授産セ、知障通勤寮ケに同じ。〕

外出や買い物等の行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

① 外出を一人で行うための方法が習得されていない等のため、乗車券の購入等を含め公共交通機関の利用に制限があり、付き添い等の支援を必要とする。

② デパートやコンビニ等での商品の探し方、代金の支払方法、レストラン等でのメニューの選択・料金の支払方法等が習得されていない等のため、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回付き添い等の支援を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき付き添い等の支援を必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

〔→知障入所更生ト、知障入所授産ソ、知障通所授産シ、知障通勤寮コに同じ。〕

余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

① 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。

- ② 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときにほぼ毎回付き添ってもらう等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらう等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ. 訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援

〔→知障入所更生ナに同じ。〕

訓練に対する動機付けや内容の理解に関する支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 訓練への取り組みについて、声掛け等を必要とするといった状態である。
- ② 訓練内容や手順を自分なりの表現で説明できない。
- ③ 訓練内容を数回聞いた程度では、同じ訓練をする他の者と同様に訓練をすることができない。

（聴き取りの際には、日常生活関連行為の遂行に当たって声掛け等を必要としているかどうか、訓練を自分なりの表現で説明できるかどうか（ただし、新規申請者については、「訓練」を、本人が普段している掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。）で判断する。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、動機付けについて訓練の度毎に声掛け等を必要とする、または訓練内容の理解について、訓練の度毎に何度も説明することを必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、動機付けについて見守りと適宜の声掛け等を必要とする、または訓練内容の理解について、訓練の度毎に2～3回は作業内容を説明することを必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ. 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

〔→身障更生セ、身障療護ヌ、身障入所授産ツ、身障通所授産ソ、知障入所更生ニ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。〕

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ. 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（代筆、電話の仲立ち等の支援を除く。）及び意思疎通の訓練

〔→知障入所更生ヌ、知障入所授産ヌ、知障通所授産ト、知障通勤寮シに同じ。〕

コミュニケーション手段（例：身振りや絵カード等）・機器による支援を必要としているかどうか、コミュニケーション手段の利用や習得について支援が必要であるかどうかを判断する。（視覚障害、聴覚障害、言語障害あるいは盲・ろうの重複障害等を併せ持ち、コミュニケーションが制限されているために、支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用の習得について支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：コミュニケーション手段や機器の利用を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ. 代筆、電話の仲立ち等の支援

〔→知障入所更生ネ、知障入所授産ネ、知障通所授産ナ、知障通勤寮スに同じ。〕

「読み」、「書き」や、電話、FAX、ワープロ、パソコン等の操作に制限があるため、支援が必要であるかどうかを判断する。（身体障害を重複し、上記の活動が制限されているために支援を必要とする場合を含む。）

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：代筆、電話やFAXの代行、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：代筆、電話やFAXの使用、またはワープロ、パソコン等の操作のいずれかについて見守りや確認といった支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ. 就労又は退所後の生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援

〔→知障入所更生ノに同じ〕

退所後の生活を想定した場合、相談支援機関、居住の場、日中活動の場（福祉工場、授産施設、小規模作業所、一般就労、余暇活動の場等）、地域ネットワークの確保等といった体制作りについて支援を必要とするかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記のような体制作りのために訪問をする等の連絡調整を行うほか、相手方とのやり取りに仲立ちをする等のほぼ全面的な支援を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記のような体制作りのために助言する等の部分的な支援を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。